

大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪府表彰規則（昭和43年大阪府規則第12号）に基づき、35歳未満の技能者（以下「青年技能者」という。）のうち、優秀な技能を有する者に対して表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もってこれからの産業の発展を担う青年技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図るため、青年優秀技能者表彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

（選考基準）

第2条 表彰候補者は次の各号のすべてに該当する者で、知事が適当と定めた者とする。ただし、すでにこの要領による知事表彰を受けた者は除く。

- （1） きわめて優秀な技能を有する者
一級技能士若しくは単一等級技能士あるいはこれと同等以上の技能を有する者又は技能に関する全国大会などの入賞者
- （2） 表彰に係る技能を有する職業に現に従事している者
その者の従事する業務に関して、表彰が行われる年の11月1日現在7年以上の実務経験を有し、かつ、満年齢35歳未満の者であること。
- （3） 技能を通じて産業の発展に寄与した者
技能に関する工夫、改善などによる生産性の向上を通じて産業の発展に寄与した者であること。
- （4） 他の技能者の模範と認められる者
勤務成績、日常行為等において、他の青年技能者の模範と認められる者であること。
- （5） 大阪府内に居住又は府内の事業所に勤務する者（自営業主及び家族従業者を含む）

（表彰の時期）

第3条 表彰は、原則として、毎年大阪府職業能力開発促進大会に行う。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。

（表彰の推薦手続）

第5条 市町村、各種産業団体の代表者は、第2条の規定に該当すると認められる者があるときは、次の書類を添えて知事あて推薦するものとする。

- （1） 表彰推薦書（様式第1号）
- （2） 調書（1）（様式第2号の1）及び調書（2）（様式第2号の2）
- （3） 道路交通法違反等による罰金刑の有無調書（様式第3号）
- （4） 住民票の写し（本籍が記載されている本人のみのもの）
- （5） その他の資料
 - ア 本人の事績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等
 - イ 本人の製作物、発明、考案、又は改善等に関する説明書、図面、写真等
 - ウ 特許、実用新案等については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明らかにすること。）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写し（出願中の特許については、内容、出願番号、出願日を明

らかにする資料及び出願通知もしくは受領書の写し等)

エ 表彰状又は技能検定又は厚生労働大臣が認定する技能審査若しくは社内検定の合格証、その他資格試験に合格したことを明らかにする書類の写し

2 前項の推薦書等は、商工労働部雇用推進室人材育成課長（以下「人材育成課長」という。）あて提出するものとする。

(表彰状の様式)

第6条 表彰状の様式は、様式第4号によるものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 専門的知識及び技能を有する有識者の意見を聴取するため、助言・評価の会を開き、以下の項目を評価する。この合計が6割に達したものを知事が被表彰者として決定する。

評価項目	着 眼 点	評価点
技能度	有する技能が極めて優れているか	80点
功績度	技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立っているか	70点
技能の模範度	業務成績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められるかどうか	20点
積極度	技能振興や技能向上に対して積極的に取り組んでいるか	30点
合 計		200点

なお、被表彰者の決定について、外部有識者の意見が必要な場合は、大阪府優秀技能者表彰アドバイザースタッフから意見を聴取することとする。

2 大阪府優秀技能者表彰アドバイザースタッフに関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、人材育成課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年 4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 3月 7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 7月 3日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 1月 4日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年 1月 15日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 3月 22日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8年4月 3日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

大阪府知事 ○ ○ ○ ○ 様

(推薦者)
所在地 (又は住所) 〒

団 体 名

代 表 者 氏 名

大阪府青年優秀技能者表彰の被表彰候補者について (推薦)

次の者を表彰されますよう、関係書類を添えて推薦いたします。

職業部門	職種名(1)	職種名(2)	氏名 生年月日 (年齢)	所属事業所名	技能・功績の概要	備考

※A4判用紙を使用すること。

(担当者欄)	
担当者名	
所属	課 係
電話番号	- () -
FAX番号	- () -
メールアドレス	

(様式第2号の1)

調

書 (1)

・大阪府青年優秀技能者表彰 (なこわの名工若葉賞)

職業部門		職 種 名 (1)		職 種 名 (2)						
ふりがな 氏 名 (雅号等)		()		職 歴		在 職 期 間		在 職 年 月 数		重 複 を 除 く 年 月 数
生 年 月 日		昭和 年 月 日 平成 (歳)				年 月 日		年 月		年 月
現 住 所		〒 TEL								
就 業 地	事業所名		事業所全体の 従 業 員 数 人							
	所 在 地	〒 TEL								
表 彰				免 許 ・ 資 格 等	免 許 ・ 資 格 等 名		取 得 年 月			

(様式第2号の2)

調

書 (2)

・大阪府青年優秀技能者表彰 (なにわの名工若葉賞)

職業部門	職 種 名 (1)	ふ り が な 氏 名 (雅 号 等)			
優 秀 な 技 能 の 概 要					
技 能 の 概 要		功 績 ・ 貢 献 の 概 要			
		過 去 の 推 薦 回 数			
		年 度	年 度	年 度	合 計 回
推薦団体 又 は 推 薦 者	(所在地又は住所) 〒 — (名称又は氏名)	TEL — —			
推薦理由	(推薦理由)				

(様式第3号)

年 月 日

大阪府知事 ○ ○ ○ ○ 様

推薦団体名
代表者氏名

道路交通法違反等による罰金刑の有無調書

知事表彰被表彰候補者として推薦する候補者に係る標記については、調査の結果、下記のとおりです。

記

1. 候補者

氏名
主要職名

2. 罰金刑の有無

有 ()

無

- 注) 1. 道路交通法違反とは、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反を指す。
2. 罰金刑有の場合は、括弧内に刑の確定日、金額、内容等把握している事項について記入すること。
なお、表彰が行われる年の11月1日現在で刑の確定日から5年を経過したものについては、記入する必要が無い。

(様式第4号)

表 彰 状

様

あなたは優秀な技能をもって技能水準の向上に努め他に模範を示されましたので青年優秀技能者として表彰します

年 月 日

大阪府知事 氏 名